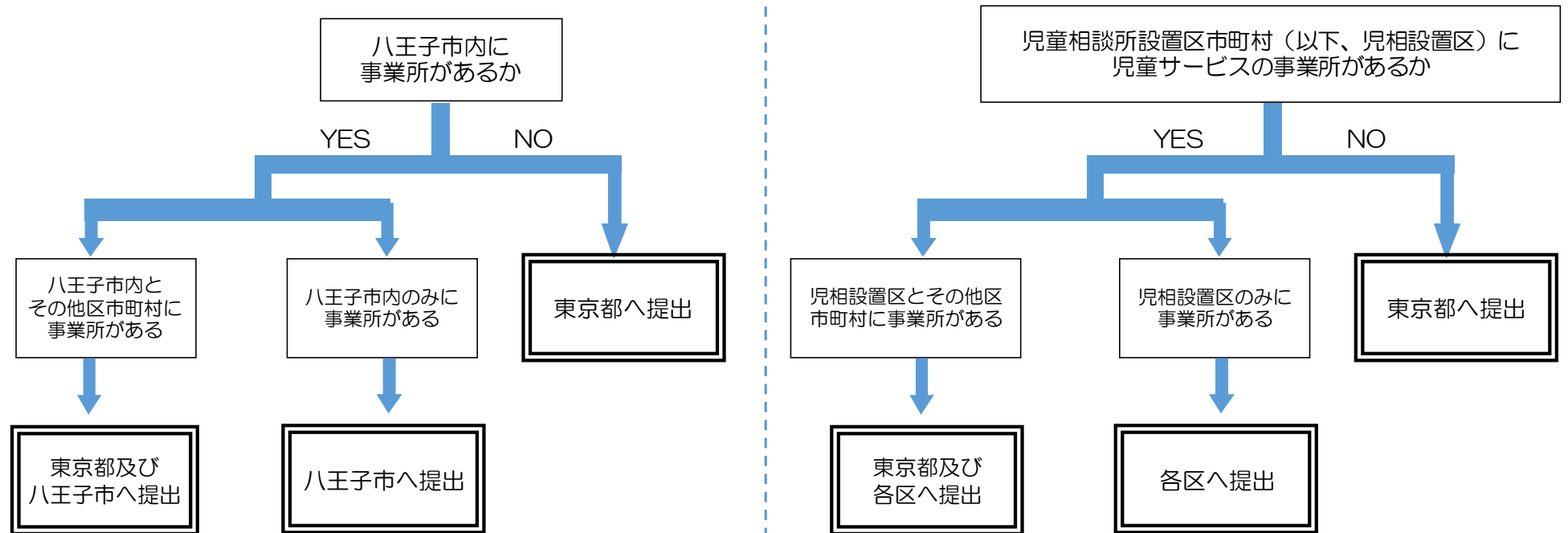


●提出先の考え方

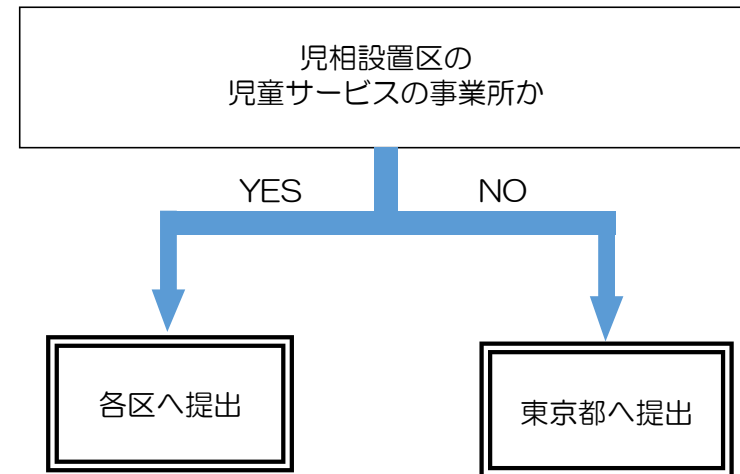
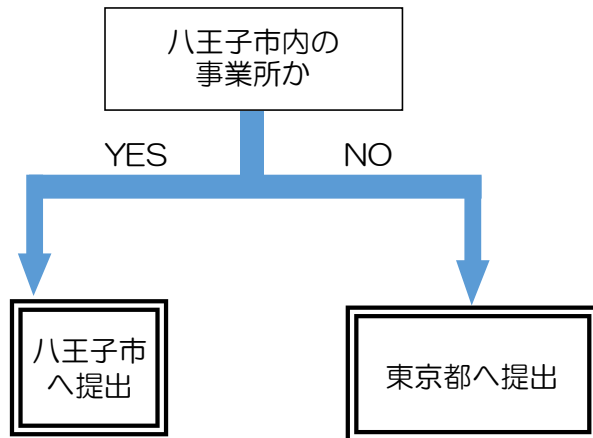
(1)法人一括で提出する場合



東京都内の児童相談所設置区（令和7年3月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区 ○板橋区 ○豊島区 ○葛飾区

(2)事業所単位で提出する場合



東京都内の児童相談所設置区（令和7年3月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区 ○板橋区 ○豊島区 ○葛飾区

【八王子市、児童相談所設置区に提出する場合の提出方法・提出先一覧】

八王子市	メール	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当 電話:042-620-7479 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
世田谷区	メール	※提出先は、世田谷区のホームページに掲載いたします。 〒154-8504 世田谷区障害福祉部 障害保健福祉課事業者指定・指導担当 電話:03-5432-2243 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
江戸川区	フォームのみ	※提出先は、江戸川区のホームページに掲載いたします。 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係 電話:03-5662-0712 受付時間:随時受付 問合せ時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
荒川区	郵送	〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係 電話:03-3802-3111(内線2691・2683) 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
港区	郵送	〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業所支援係 電話:03-3578-2671 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
中野区	メールのみ	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用メールアドレスをお知らせいたします。 中野区健康福祉部障害福祉課子ども発達支援係 電話:03-3228-5613 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
板橋区	メール又は郵送	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用メールアドレスをお知らせいたします。 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区福祉部障がい政策課認定給付・指導係 電話:03-3579-2392 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
豊島区	フォームのみ	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用フォーム URL をお知らせいたします。 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区福祉部障害福祉課施設・事業者支援グループ 電話:03-3981-1786 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
葛飾区	郵送	〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区福祉部障害福祉課事業者係 電話:03-5654-8262 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)

【問合せ先】

●<u>東京都に提出</u>する実績報告書の書き方等について	実績報告書 問い合わせフォーム(提出フォームではありません) https://logoform.jp/form/tmgform/1072082 ※東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉)の担当者から、順番に原則電話で回答します。 ※本フォームは、令和7年7月21日(月曜日)23:59 まで有効です。それ以降の問合せは、電話にてお願いいたします。(フォーム有効期限までの電話による問合せには、対応いたしかねます。) 電話番号:03-5320-4230
●社会保険労務士による処遇改善加算の取得等に係る助言・指導・各種書類の作成補助等	東京都社会保険労務士会「処遇改善加算相談窓口」(東京都からの委託により運営) 電話番号:0120-179-117 受付:原則として毎週月・水・金(祝日を除く) 9:30~16:30 ※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。 ※訪問によるアドバイスも行っております。 (参考)東京都社会保険労務士会ホームページ